志免町消防団の設置等に関する条例　　　（抜　粋）

（公務災害補償）

**第16条**　団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷、疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合における補償については、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合補償条例の定めるところによる。